

## 新型コロナウイルス感染症対策について（案）

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症対策に関し、福岡県における緊急事態措置を実施すべき期間が6月20日まで延長されたことに伴い、特措法第45条第2項に基づく酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請などの緊急事態措置も継続されることとなった。

県が行う措置の実効性をより高め、感染拡大防止を強力に押し進めるとともに、地域経済の維持を図るため、既決予算を活用し、福岡市の経済支援策を実施するもの。

### 2 福岡市の経済支援策【既決予算で対応】

#### ① 休業要請に協力する店舗等への家賃支援

県からの要請を受け休業する飲食店等に対して、県と連携し家賃相当額の一部を支援  
※6月分について追加支援を実施

#### ② 売上が減少した事業者への支援

国の支援金や県の協力金の対象とならない事業者に対し、県と連携し支援金を支給  
※6月分について追加支援を実施

#### ③ 地域の飲食店を支えるテイクアウト支援

飲食店の需要喚起や事業継続を図るとともに、市民の外出自粛の一助となるようテイクアウトを実施する地域の飲食店を支援

※支援対象期間を6月20日まで延長（支援は期間中、1回限り）

※今後、支援策の詳細を精査する中で変更の可能性あり